

## 訪問型サービスの基準

2024/4/1

		介護予防訪問介護相当のサービス (A2)	健康づくりヘルパー (A2)
対象者		事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者 要支援1 要支援2
内容		専門職による身体介護、生活援助	専門職等による生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助(介護保険に準ずるもの)
担当者会議		サービス提供開始月、以後24か月ごと、必要時	サービス提供開始月、以後必要時
モニタリング(電話かけ含む)		毎月	必要時
評価		6か月ごと	12か月ごと
人員	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤・専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。一部非常勤職員も可能。【資格要件:介護福祉士、実務者研修終了者】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 専従1以上 (支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)</li> <li>・従事者 必要数【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</li> <li>・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数【資格要件:従事者に同じ】</li> </ul>
	資格		
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	
運営		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>
実施方式		事業者指定	事業者指定
支払		国保連	国保連
利用回数		週1～3回	週1～3回 (1回45分程度)
1月当たりの費用額	週1回	12,006円 (1,176単位×10.21円)	8,402円 (823単位×10.21円)
	週2回	23,983円 (2,349単位×10.21円)	16,785円 (1,644単位×10.21円)
	週3回	38,052円 (3,727単位×10.21円)	26,637円 (2,609単位×10.21円)
1月当たりの利用者負担	週1回	12,006円×負担割合(1～3割)	8,402円×負担割合(1～3割)
	週2回	23,983円×負担割合(1～3割)	16,785円×負担割合(1～3割)
	週3回	38,052円×負担割合(1～3割)	26,637円×負担割合(1～3割)
加算		有(現行の介護予防訪問介護に準じる)	無